

# 『太平記秘鑑』 伝本論

はじめに

『太平記秘鑑』（楠公真顕記とも。部分的な呼称には楠廷尉秘鑑、楠金吾秘鑑などがある）は、『太平記秘伝理尺鈔』の末書のひとつであり、現在確認できる伝本はすべて写本である。『国書総目録』『楠廷尉秘鑑』の項に「版：大橋（三冊）」とあるものは、後述する「今古実録」収録の活版本である。

宮内庁書陵部（全一二篇三六〇巻一七五冊。初篇：外題・

内題「新撰／増補 楠公真顕記」。式々一二篇：外題・内題「太平記秘鑑」。ただし、初編巻一五・一七・一八および七篇巻一〜六の内題「楠木広戦録」。第四篇外題「楠公真顕記」。第八篇外題「太平記秘鑑録」、内題「太平記秘鑑大全」

同（全一二篇三六〇巻四五冊。外題「楠公真顕記」、内題「新撰／増補 楠公真顕記」。ただし、七篇の一部の内題は「太平記秘鑑」。本書は一七五冊本と用字等ほ

今 井 正之助

（ほ同一）

同（初篇第一二〜七篇第三〇存一七冊。外題「楠公真顕記」、

内題「楠公真顕記」）

酒田市立図書館光丘文庫（全一二編三六〇巻一八〇冊。外

題「楠公真顕記」。内題「楠公真顕記」。四〜八、一〇

〜十二篇の内題は「太平記秘鑑」。各篇総目録の題名、

初・五・八篇「太平記秘鑑」、二篇「増補／新撰」楠

公真顕記」、三・九篇「楠公真顕記」、四・六・七・一

〇〜一二篇「太平記秘鑑 大全」）

神宮文庫（初篇三〇巻一五冊。外題・内題「太平記秘鑑」）

八戸市立図書館（第四・七篇の抜書二冊。外題「太平記秘

鑑 抜書」、内題「太平記秘鑑」）

福島県立図書館（第七篇三〇巻一五冊。外題「太平記秘鑑」。

内題「楠金吾秘鑑」。ただし、一六〜二四は他と書面

を異にし、内題も「太平記秘鑑」）

これらの多くが貸本として流通したものと思われ、書陵部一

七五冊本に「近宗」(寺町通高辻北角 近江屋宗助)・「亀武」(書林 京都柳馬場 二条下ル かめ屋武兵衛)など、酒田本に「小倉屋」(伏水書林 小倉屋源兵衛)・「本類/売買/泉清」・「亀半」などとの黒印や墨書がある。柴田光彦編著「大物蔵書目録と研究 本文篇―貸本屋大野屋惣兵衛旧蔵書目―」(青裳堂書店 一九八三・八)にも「楠公真蹟記 初篇 同本同式篇/同拾式篇」とみえる。

なお、「典籍叢鏡」(ゆまに書房・書誌書目シリーズ15)に拠る。内閣文庫蔵編者自筆本には天保一四年(一八四三)の跋(あり)にも「和撰/写本/楠廷尉秘鑑へ八編揃/和字平かな半紙本/八編 各中目三十卷/全二百四十冊」とある。

一七五冊本を清書したと思われる、宮内庁書陵部蔵四五冊本が大本であるほかは、多くは半紙本である。用字は漢字平仮名交じり。外題・内題は「楠公真蹟記」「太平記秘鑑」が混在する。右に示したほか、個人蔵の写本もあるが、完本は現在のところ、宮内庁書陵部本(二部)および酒田本の計三部である。

活版本には二種類ある。ひとつは、叢書「今古実録」の一部として、明治一八年三月に榮泉社から刊行されたもの。袋綴全三〇冊(ただし、確認しえたのは、国会図書館蔵、近代デジタルライブラリーに公開されている一四冊。各編を上中下に分かち、第一編上巻から第五編中巻まで)。各冊三場面(挿画)一惠斎歌川芳幾、一部は朝香楼歌川芳春)がある。

いまひとつは、「校訂」楠廷尉秘鑑」(帝国文庫第二編。

明治二六年四月、博文館刊。以下、「帝国文庫本」と呼ぶ)であり、こちらは洋装一冊。今古実録本と収録範囲はほぼ同様であるが、全四編に分かち、本文にも異同があり、底本は別である。帝国文庫本の解題に「楠廷尉秘鑑百三十巻、久しく写本を以て行はる、(中略)依て数本を集めて校訂し、その諸本悉く誤れる所は、意を推して竄改補正し、文義全く通ずるに至て乃之を印刷に附せり」とある。ここにいう「楠廷尉秘鑑百三十巻」は、「国書総目録」楠廷尉秘鑑写本「大橋(六〇冊)」であった可能性が高く、分量から推して、帝国文庫本はその全体を翻字したものと思われる。

以下、これら写本、活版本がそれぞれのような関係にあるのか確認する。

## 一、構成の相違

写本(書陵部本二部と酒田本とは、活版本に比せば同類と括ってよい)、今古実録本、帝国文庫本の三種の構成はそれぞれ大きく異なる。以下に、概要を表示する。

### 〔凡例〕

・書陵部本の目次は各篇の総目録による(付訓は省略した)。

・各篇の各巻には一、二、三の章段があるが、原則として第一は最初の、第三〇は最後の章段を、途中は該当する章段の

みを表示した。「并」「付」ではじまる付属の章段名は、省いた場合がある（今古実録本も同様）。

・書陵部本と帝国文庫本・今古実録本とは章段の区切りが一致しない（一方の章段の途中が他方の章段の始めに当たる）ことが多く、以下はおおよその表示である。

・実線で各本の「編」の区切りを示した。点線は目印として施したものである。

・帝国文庫本は各編に巻を立てていないので、今古実録本の章段を対応させた。帝国文庫本と今古実録本とは章段の立て方はほぼ一致する。ただし、末尾の章段「正成智仁勇の三ツを跡に残す事并正成石碑銘文の事」（◇と表示）は写本および今古実録本には無い。

書陵部四五冊本	帝文	今古実録本
初篇第壹	初編	第一編第一
一 楠公智謀忠誠発端の弁 并 武家權威を執代を治る事	~	武家を執て世を治る事
~		第二編第一
第貳拾五		楠早瀬が勘当を免す事
~		~
第三拾		

一 楠正成泣男を召抱る事 式篇第壹	二編	第十一（前略）
一 杉本が弁顯孝を泣す事	~	杉本が弁にて顯孝を泣しむる事
~		~
第拾八		
一 諸社御祈禱之事 并 赤松山崎にて戦ふ事		第三編第一
~		山崎合戦の事
第廿九	三編	第十六
一 三浦新田敵軍を打破る事	~	義貞の陣へ三浦義勝馳加る事
~		第十八
第三拾		鎌倉兵火長崎思元父子武勇の事
一 大仏貞直討死之事 并 赤橋盛時切腹之事		并 大仏貞直討死の事
三篇第一		金沢貞政討死普恩寺入道自害の事
一 北条九代目衰微の事 并 塩飽入道三郎左衛門義死之事	~	并 塩田父子塩飽入道自滅の事
~		~
第十五		第三十
一 楠正成郎従を恵む事 并 菊池武重大友か非を訴る事		義貞正成と談話の事
~		并 正成菊池と物語の事

<p>第三拾 一 楠正成謀略を奏聞せらるゝ事 并正成再三天下治乱の意を説事</p>		<p>第四編第一 諸卿少弐が是非評定の事 ～ 第十四 四海蜂起に付正成諫奏の事 并正成軍談の事</p>	<p>一 湊川血戦楠方勇戦の事 ～ 第七 一 足利勢楠家の城々を攻る事 一直義軍談正成か首を千早へ送る事 并帯刀正行愁涙母教訓の事</p>
<p>四篇第巻 一 楠正成撰河泉に城を築事</p>		<p>正成分国に下向の事 ～</p>	<p>第八 一 尊氏將勢山門せめの事 ～ 第三拾 一 相模二郎時行勅免の事 (六篇～一一篇 : 略)</p>
<p>第七 一 江州三井寺合戦の事 并栗生篠塚畑巨大猛力の事</p>	<p>四編</p>	<p>第廿一 三井寺合戦栗生篠塚勇力の事 ～ 第三十 主上山門より還幸義貞京へ帰る事 并義貞に官位を賜ふ事</p>	<p>第三拾 一 相模二郎時行勅免の事 (六篇～一一篇 : 略)</p>
<p>第十五 一 主上還幸新田除目之事 并正成未然を察し死を極る事</p>		<p>第五編第一 正成公家の政道を歎く事 ～ 第十四 楠正成湊川に陣を張る事 并本間孫四郎弓勢の事</p>	<p>第二拾 一 鎌倉官領足利基氏死去の事 ～ 第三拾 一 新田義宗病死の事 一 細川頼之楠正儀に降参を勧る事</p>
<p>第三十 一 本間孫四郎遠矢名譽之事</p>		<p>第十五</p>	<p>第三拾 一 新田義宗病死の事 一 細川頼之楠正儀に降参を勧る事</p>
<p>五篇第巻</p>			

◇  
正成湊川合戦の事  
～  
第十九  
主上再び山門に臨幸の事  
并尊氏撰河泉三州の城々を攻る事  
尊氏正成の首を河内に贈る事  
并和田恩地正成の首を受取る事  
第二十  
諸郎従正成の首に目見の事  
并楠宗徒の郎従義勇の事

## 二、章段名の相違

写本「太平記秘鑑」が「太平記」全四〇巻の記事内容を扱うのに対し、活版本「楠廷尉秘鑑」は正成の討死する巻一六までを対象としている。形式的には「楠廷尉秘鑑」は「太平記秘鑑」の一部分ということになるが、写本の内題にいう「新撰増補」が何をさすのかということとあわせ、両者の関係を検討していく必要がある。

上記のように、写本、今古実録本、帝国文庫本の構成は区々であるが、三者の区切りが相異なる写本第二編の目次の一部を対比してみる。

### 〔凡例〕

- ・章段名は文中のものに拠る（濁点を施した）。
- ・章段名の真ん中に区切線を施した箇所は、当該章段の途中で章段を立てていることを示す。例、書陵部本の二編第一二五は、帝国文庫本の「足利殿願書の事」の途中から始まる。
- ・書陵部本の章段名の末尾に■を付したものは、帝国文庫

本・今古実録本には該当記事が無い。

・帝国文庫本の章段名の頭に■を付したものは、書陵部本には該当記事が無い。なお、「■金沢貞将討死／普恩寺自害の事」は、書陵部本は金沢貞将討死記事のみを欠くことを示す。

・部分的な記事の出入りや異文は多いが、本表では表示していない。

・今古実録本の章段名は、帝国文庫本と小異はあるがほぼ同じである。⑦～⑱は今古実録本の三編第七～一八であることを示す。

書陵部四五冊本		帝国文庫本		
25	内野合戦の事 井斎藤設楽強勇の事	足利殿願書の事 井山鳩奇瑞の事	○	⑦
	六波羅攻の事 井陶山河野働の事	井東寺合戦の事	○	⑧
	一 赤松勢東寺を責やぶる事 井官軍六波羅を取巻事	内野六波羅大敗軍の事 井東寺合戦の事	○	○
26	北条左近将監討死の事 井越後守仲時切腹の事	梶井の宮御門徒勇戦の事 ■井石山丸諫言の事	○	⑨
		主上上皇御沈落の事	○	○
			今古	

<p>并左近將監時益最期の事</p>	<p>陶山中吉力戦智謀の事</p>	○
<p>并梶井二品親王の事</p>	<p>柏谷三郎異見の事</p>	○
<p>并陶山備中守戦ひを勧る事</p>	<p>佐々木時信降参の事</p>	○
<p>并石山丸が事</p>	<p>越後守仲時以下自害の事</p>	○
<p>并陶山郎等を故郷へ返す事</p>	<p>主上上皇囚れと成給ふ事</p>	○
<p>并早瀬小次郎が事</p>	<p>千早寄手敗北の事</p>	○
<p>并楠正成幸千代を送り返す事</p>	<p>千寿王殿大藏が谷を落玉ふ事</p>	○
<p>并鎌倉評議の事</p>	<p>新田義貞里見義氏対面の事</p>	○
<p>并諸国の軍勢義貞に属する事</p>	<p>義貞鎌倉の両使を刑戮の事</p>	○
<p>并越後勢馳加はる事</p>	<p>松田長崎出陣の事</p>	○
<p>并協屋次郎義助軍略の事</p>	<p>并久米川にて源平戦ふ事</p>	○
<p>并明石耳鼻をそがる、事</p>	<p>一鎌倉に於評定の事</p>	○
<p>并新田の軍勢沼田城を出る事</p>	<p>并天狗勢樋口伝を顕す事</p>	○
<p>并新田の軍勢沼田城を出る事</p>	<p>并久米川にて源平戦ふ事</p>	○
<p>并天狗勢樋口伝を顕す事</p>	<p>并協屋次郎義助軍略の事</p>	○
<p>并協屋次郎義助軍略の事</p>	<p>并協屋次郎義助軍略の事</p>	○

北条久米川を引退く事

并篠塚勇をふるふて敵を破る事

28 一恵性入道軍配の事

并鎌倉勢分配に戦ふ事

一篠塚大に敵軍を破る事

并新田勢久米川へ引取事

29 二三浦新田敵陣を破る事

并太田和平六由緒之事

一新田勢鎌倉をせむる事

并北条勢防戦手配りの事

30 一大館次郎討死之事

并本間山城守切腹之事

一稲村が崎干渴と成る事

并口伝の評説の事

三編

入間川合戦の事

并久米川軍長崎武備の事

左近大夫入道恵性発向の事

并大江田遠江守武備の事

義貞の陣へ三浦義勝馳加はる事

并鎌倉方分倍敗軍の事

鎌倉合戦洲崎口破る事

并赤松（赤橋の誤り）自害の事

極楽寺坂戦ひ本間自害の事

并義貞稲村が崎より鎌倉へ打入る事

鎌倉兵火長崎父子武勇の事

并大仏貞直討死の事

并塩田父子塩飽入道自害の事

- 6 -

### 三、写本と活版本の先後関係

帝国文庫本と今古実録本とは、編とその内部の章段の区分けとを異にするが、記事のあり方は同一といつてよい。両者の詞章には異同があるが、ひとまず活版本と括り、写本（書陵部四五冊本に代表させる）との間に横たわる、より大きな相違を問題とする。

#### 1、「伝」の処理から—その1—

「理尽鈔」の系譜を継ぎ、本書にもどこどこに「伝に曰く」（形態は種々あり）と、本文より一段低く表示する部分がある。初編（以下、特に断らない限り書陵部本の編を指す）は書陵部本と帝国文庫本との範囲が合致しており、章段の立て方もほぼ一致するが、二編以降は大きく異なることは先に示したところである。「伝」のあり方も同様の傾向を示し、初編一四箇所の「伝」のうち、写本に欠けるのは一箇所のみであるが、二編一八箇所のうち二二箇所の「伝」が写本には無い（別に一箇所、写本独自の「伝」あり）。

左は、「義貞の陣へ三浦義勝馳加はる事并鎌倉方分倍敗軍の事」の末尾である（引用は帝国文庫四八八頁。私に句読点を補う）。

去る程に、新田小太郎義貞は久米川・分倍両度の戦ひに打

勝給ふと聞へしかば、東八ヶ国の軍勢、新田の陣へはせ参り、つき随ふ事引もきらず。（中略）先着到を附られけるに、都合其勢十万余騎とぞ記しける。

伝に曰、太平記に、義貞、甲斐・越後の一族其外義貞に与し、はせ参る勢、武蔵野出張の着到二十万七千余と記しける。其上、方八里の武蔵野に錐を立べき地もなし、とは是文面をかざる所なり。また、義貞、衆川・分倍の戦ひ数度勝利を得給ふ由東八ヶ国に聞へ、はせ参る勢、既に六十万七千余に及ぶ、と記せり。斯勢を廣大に書たるは其子細ある事なり。

右を写本は「：都合二十万七千騎としるしける。さらば此いきほひにのつて」とし、「伝」を欠くのだが、活版本の「伝」の内容を注意すればわかるように、「二十万七千余騎」は義貞挙兵時の軍勢である（『太平記』巻一〇「新田義貞謀叛事」。岩波大系三三三頁）。これが勝利を重ね、「六十万七千余」に及んだ（同「鎌倉合戦事」。古典大系三三三頁、と『太平記』が記すことに対し、これは「廣大に」書いたのであり、実際は「十万余騎」になっただけである、と活版本は主張しているわけである。写本が波線部のように「二十万七千騎」になつたと記すのは、活版本の「伝」の内容をうかつに取り込んだ結果である（『絵本楠公記』も、『太平記』同様「六十万七千余」としている）。写本と活版本の編者が同じかどうかも重要な検討課題であるが、右は、別人であることを強く示唆する事例でもある。

「名護屋高家討死の事并直茂師直軍議の事」（帝國文庫四〇八頁）は、「佐用三郎右衛門範家が弟律師定光といふ」「強弓の矢つぎ早」が名護屋尾張守を射落としたが、「佐用三郎左衛門範家」が射殺したと名乗りをあげた、という記事であり、これに以下の「伝」が続く。

伝に曰く、太平記、佐用三郎範家名護屋尾張守を射たり、と書たるは誤りなり。範家はすでに摩耶の合戦に討死せり。弟律師定光、兄範家におとらぬ剛弓の手だれなりければ、此陣の中にあつて高家を射殺せしものなり。然れども僧の名を名乗る事を恥ぢ、且又、死したる兄が名を再び揚んものとおもひしゆへ、佐用三郎右衛門範家が大將を只一矢に射殺したりとぞ名乗りける。夫を直さま本文に書載せたり。

写本二編第廿四は「佐用左衛門範家とて強弓の矢つぎばや」が、とあり、「太平記」と同内容。「伝」も存在しない。「太平記」巻八「摩耶合戦事」には「佐用兵庫助範家」、この巻九では「佐用左衛門三郎範家」とあるが、巻八の「範家」も討死したとは描かれていない。活版本の本文・伝が何に拠つたのか不明である（「理尽鈔」にも「定光」は登場しない）。同一の編者が「太平記」を「誤解」していたことに気づき、「伝」を撤回した可能性もあるが、別人だからこそ容易に「伝」を捨て、「太平記」の本文に戻したともいえるよう。

以下は、「太平記」には無く、「理尽鈔」に始発する叙述であるが、北条残党鎮庄のため足利尊氏が関東に下つた折、都の新

田義貞は、正成を討つて天下を取れ、という家臣の勧めに乗る。事態を察知した正成はこの企てを未然に封じ込め、万一の用意を恩地に命じる。帝國文庫本の当該記事末尾（六二二頁）は次のようになっている。

…恩地思ふは「新田殿、君へ談ぜられ度事あり御出あれ、と申されしを何条事の有べき。されども常に騒がぬ人の斯宣ふは心中に心得ぬ事あらん」と夫々にぞ下知しける。

伝に曰く、「三桶記」、後、正成、新田と一所に有しとき、此等の事語出し、「其時、御辺、某を誅せんとし給ひし条疑ひなし」と申さる、に、新田、堅く陳じられしが、後に湊川合戦の時、義貞申されしは「面目なく恥かしき事なれども、其時は御推量の如く悪念をふくみ候。其天罰にや、諸方の軍、心ならず」とて有のま、に申されけり。

一方、写本三編第二二「尊氏押て征夷將軍と号する事并新田足利確執奏状の事」は次のようである。

恩地うけ給わり「…油断なりがたし」とて、河内へ其下知をぞなしにける。後に、摂州湊川の合戦の時、義貞、正成に向ひて「面目なく候へども、其時は推量のごとく悪念きざして御辺を失わんとはかりしなり」と物語せられしとかや。

『南朝太平記』『繪本楠公記』等には「伝」に相当する部分自体が無く、「理尽鈔」にも傍線部の表現は無い。傍線部は、『三

楠実録』（七18ウ）に由来する。帝国文庫本の記事をもとに、「伝」の内容を本文に組み入れた写本の記事を生みだすのは容易であるが、写本傍線部の表現のみから、これが「三楠実録」に拠る、と察知することはむずかしい。同様の事例は、帝国文庫本八六六頁の「伝」と写本五編第四「正成兄弟郎従等切腹の事并正成謀計を末代に残す事」の「伝」との間にも見られる。「何と云ふ事ぞや。道理適当せずと」「三楠記」に注せり」とある傍線部の表現を、写本は「三楠実録」（二15オ）の名をあげずに用いている。

## 2、「伝」の処理から—その2

ここでは章句レベルをこえて、記事全体に関わる異文を見ておこう。左は帝国文庫本四編「義貞大敗軍京都へ落る事并義貞猛勇の事」の「伝」である。

伝に曰、太平記に、（湊川敗戦のさなか、義貞が味方から離れ危ういところを、小山田高家が自らの馬を譲り、討死にした）とありて、大将の一人となる事、敗軍にはまゝある事とは云ひながら、また大将の有まじき事ならんか。二、三人郎従付順ひ居ざる事のあるまじ。況てや義貞の拾六騎の人々勇猛の兵士に、此節何をしていづくに有りしや。其訳太平記にも見えず。不思議なり。（八七四頁）

これに先だつ本文では、「義貞は十六人の党のものを随へ、さつと返し／＼ては落給」（追撃する敵を）「栗生・篠塚・

畑・巨理なぎたて切りたて」（小山田とともに）「拾六人の党の者も追ひ掛る敵を切払ひ／＼、義貞に追ひ付て中に包んで落延びたり」とあり、「伝」は、「太平記」は誤っており、これが真相である、と主張しているわけである。

一方、写本五編第五には、上記の「伝」がない。「新田足利湊川合戦の事并新田方十六騎等血戦の事」は「新田の十六騎四天王」の人名を列挙し、続く「藤田川波園（酒田本「園田」等武勇討死の事并義貞勇戦名譽の事）ではかれらの奮戦ぶりを描く。次第に追ひ詰められゆく局面を打開するため、十六騎の中より藤田六郎左衛門、川波新左衛門、園田四郎左衛門の三人が、群がる敵中へ突入し荒れ狂い、遂に討死にする。「されば此者共が討死しける間に官軍やう／＼に落延ける」。しかし（以下は、「太平記」の展開に同じ）、義貞の馬が倒れ、危ういところを小山田が駆けつけ、その犠牲によって義貞は遁れる。

写本では「十六騎の党」の少なくとも三人が討死しているわけだから、活版本が写本の形態を承知していたら、その本文と伝の内容はもつと異なったものになつたのではなからうか。写本の記述に対しては、最後の義貞の危機に際して、他の一三人と四天王の面々はどうしていたのか、という疑問が残る（この不徹底さも写本の編者が活版本の編者と同じであることを疑わせる）。写本先行を想定する場合、そうした疑問の余地を一挙に解消するために、活版本は、一六人の存在により義貞は無事退却した、という単純明快な設定にしたのだ、といえなくはない。

い。しかし、写本五編第六「小山田太郎義貞を救ひ討死の事」  
主上二たび山門落の事」は、さらにこの話題を続け、小山田が  
義貞を救った理由を、『太平記』巻二六「小山田太郎高家刈」青  
麦「事」をそっくり取り込んで描いている。写本は活版本の伝  
を意識しつつ、『太平記』の記述内容をそのまま活かす方法を  
考えた、それが接ぎ木の箇所を明瞭に残す写本の現状なのだ、  
と考える方が妥当であろう。ちなみに、写本五編第一「新田  
勢勇戦百重の罫をとく事」高田川越芦堀杉原血戦の事」には、  
再び「例の十六騎四天王のともがらを前後に立て勇戦す」とい  
う描写が現れる。

### 3、「太平記」本文との関係から

これまで写本と活版本とが大きく異なる二編以降をみてきた  
が、外形的には違いの少ない初編の詞章を検討の対象とする。  
初編は書陵部本・酒田本に加え、神宮文庫本をも扱うことがで  
きる。

#### 〔凡例〕

・「太平記」の本文は岩波大系により、片仮名を平仮名に  
改め、漢文表記は読み下しの形にする等の手を加えた。

・「秘鑑」は帝国文庫本を底本とし、（ ）内に異同を記  
した。\*（ ）は、底本に字句が無い箇所の異同である。  
なお、異同注記に際しては原則として漢字・仮名の相違は  
省いた。

太平記：諸國に守護を立て、庄園に地頭を置く。彼頼朝の長  
男左衛門督頼家、次男右大臣実朝公、相続いて皆、征夷将  
軍の武將に備はる。是を三代將軍と号す。然るを頼家卿は  
実朝の為に討れ、実朝は頼家の子悪禪師公暁が為に討れて、  
父子三代僅かに四十二年にして尽きぬ。其後

秘鑑：守護の大名を備へ庄園に地頭を置。彼（書・酒「則」）  
頼朝公の\*（書・酒「御」）長男①右衛門督（神「左衛門  
督」、書・酒「左衛門督左大臣」）頼家\*（書・酒「公」）、  
次男②右大将（酒「同じく御治男右大臣」、書「おなじく  
御次男右大将」）実朝公、相統て皆、征夷大將軍の武將に  
備はる。是を\*（書・酒「かまくら」）三代の將軍家と号  
す。然るに頼家公は\*（書・酒「御舍」）弟実朝の為  
（書・酒「実朝公の御為」）に討れ\*（酒「給ひ」、書「給  
ふ」、実朝\*（書・酒「公」）は頼家\*（書・酒「公」）の  
\*（書・酒「御」）子悪禪師公暁の為に討れて（書・酒  
「討れ給ひ」、父子三代わづか四十二年にして\*（書・酒  
「源家頼朝三公の御代」）尽ぬ。其後\*（書・酒「平家の天  
下となりすなわち」）

太平記：武臣皆拜趨の礼を事とす。

秘鑑：武臣\*（酒「北条家数度」、書「北条家数代」）皆③拜  
謁（酒「拝すう」、宮「拝遇」）の礼を事とす。④（神「拜  
謁の礼を事とす」欠脱）

太平記：延喜・天曆の跡を追はれしかば、四海風を望んで

秘鑑：延喜\*（書・酒「帝」）<sup>六十代</sup> 醍醐天皇・天曆\*（書・酒「帝」）

村上天皇の\*（書・酒「御」）跡を追はれしかば（書「追行

し給ひしかば」、酒「追行し給ひてより」、四海\*（書・

酒「みな）風をのぞんで

右に示した初編巻一「武家権勢を取て世を治る事并後醍醐天皇御即位之事」は、『太平記』によりつつ詞章を補つたものであるが、なかでも、書陵部本・酒田本は、細部に及んでも詞章を追増している。これらは、おおむね帝国文庫本・神宮文庫本の本文が『太平記』に合致する。①書陵部本等が頼家を「左大臣」とするのは明かな誤りである。

本文の正確さという点では、たとえば酒田本の③「拝すう」という読みが正しく、帝国文庫本には②「右大将実朝公」、神宮文庫本にも④などの誤りがあることから、帝国文庫本および書陵部本等を先行本文とみなす場合、帝国文庫本等は『太平記』を手許に置き、『太平記』に近づけようとしたことになるが、右事例の最初に挙げた「守護の大名を備へ」などの表現はなぜ改めなかったのか説明しがたい。帝国文庫本のような本文に適宜章句を追増し、書陵部本のような本文が生じたときとみなすべきである。

#### 四、帝国文庫本と今古実録本の先後関係

残るは帝国文庫本と今古実録本との関係であるが、両本がそれぞれ写本とどのような関わりをもつのかも確認する必要がある。以下は、この点の手がかりとなる、北条残党討滅記事の異同である。

〔凡例〕

- ・ 書陵部本三篇第一〇〜一四、帝国文庫本三篇五三八〜五七五頁、今古実録本三篇第二四〜二九を扱う。
- ・ 論述に必要な異同のみ表示した。
- ・ 章段名は省略した（書陵部本一三・一四を除く）。点線は章段の区切りである。
- ・ 特に注意すべき異同に■を付した。

書陵部本	帝国文庫本	今古
一〇		
1 河内の佐々目憲法ら、北条残党蜂起。	1	
2 天下安鎮法。正成、都に留め置かれる。	2	
3 正成「家子郎等に謀事を申ふくめて帰しける」	×	
4 修法の効験か諸国静謐。	×	
5 「今は河内の賊徒のみ也。正成章々に追討る」	×	

すべしとてさし向らるゝ、」						
6 諸大將に恩賞。正成は撰・河・泉を賜る。	×					
7 正成、下向を望むも朝廷の「家法」延引。	×					
8 正成、恩地左近太郎を飯盛へ遣わす。	8					
9 飯盛勢「元弘に大忠ありし楠、今に到るまで何とも忠賞の沙汰もなければ君を恨むる心もあるやらん」と懐柔策を疑わす。	9					
10 「禁裏の御行ひも既に相すみしかば」正成進發	10					
11 正成、恩地に敵情を探らせる。	11					
12 正成、まず辺栗の北条勢を追討。	12					
13 飯盛緒戦。手違いあるも勝利。	13					
×						
14 正成、軍法に背いた小車目を処罰						
15 憲法、八尾・正成の忍を見破る。八尾、敗退。	15					
16 正成、家臣高島に偽寝返りを命ずる。	16					
17 正成陣の出火を見て出撃の敵兵を討つ。	17					

18 正成の伏兵攻撃、外に出た城兵四散する。	18					
19 正成、城攻撃に移らず。	19					
×						
20 正成、高島の偽寝返りを味方にも知らせず。						
21 楠陣の出火、残りの城兵出撃、撃退される。	21					
22 正成上洛。	22					
23 元弘乱の恩賞。正成上洛後、撰・河両国を賜い、逆徒退治を賞せられる。	23					
24 正成家臣、正成の処遇に不満を述べる。正成、諭す。	24					
一三						
■千種殿文親上人奢侈の事并解脱上人の故事	×					
■広有怪鳥を射る事并東寺空海西寺守敏の事	×					
一四						
■帝都神泉苑来由并工藤左衛門入道鎌倉行脚の事	×					
25 楠正成政道廉直の事并正成治国民を撫育する事	25					

書陵部本の構成の奇妙さは随所に指摘できる。

・2と7、3と8という同種の項目が二箇所に現れる。

・諸国静謐(4)といいながら、最も重大な都近辺の蜂起が未決着のまま、正成らの恩賞記事(6)が続く。

・都を離れることを許されない正成が時間稼ぎのために施した策(8)に、飯盛の北条残党が波線部のように考え、納得した(9)、とあるが、すでに6で正成に恩賞のあったことを述べている。

書陵部本がなぜこのような構成をとったのかを解く鍵は、『太平記』との関係にある。『太平記』卷二二「安鎮国家法事付諸大将恩賞事」の記事内容を右の番号で示す。ただし、正成の飯盛賊徒退治の一件は、『理尽鈔』が『太平記』の「又河内国ノ賊徒等、佐々目憲法僧正ト云ケル者ヲ取立テ、飯盛山ニ城郭ヲツ構ケル」「サレドモ此法ノ効驗ニヤ、飯盛城ハ正成ニ被<sub>レ</sub>攻落<sub>レ</sub>」という章句から創作した長大な記事であり、『太平記』には具体的な正成の言動は一切記されていない。

1、2(正成の発向が認められなかった云々という記事は無し)、4、6

書陵部本の構成は、この『太平記』の記事構成を崩さないように配慮して、飯盛賊徒追討譚を織り込もうとした結果である。書陵部本が『太平記』の記事を尊重していることは、新田義貞の湊川敗退(2、「伝」の処理からその2)でもみたところであるが、この異同表においても、「千種殿文観上人奢侈の事

并解脱上人の故事」広有怪鳥を射る事并東寺空海西寺守敏の事「帝都神泉苑来由」という、『太平記』卷二二の章段をほぼそのままとりこんだ章段の存在によってもうかがい知れるところである。

帝国文庫本の形から書陵部本等が改編を企てた動機は、『太平記』の構成に、より密着させることであつたと思われる。

次節に述べるように、帝国文庫本に近い神宮文庫本のあり方から、先行形態においても楠一族に限定した物語ではなく、広く『太平記』の記事に対する関心は深かつたと思われるのだが、先行形態にあつては、『太平記』の記事を批判的に検討して、かくあるべし、という「真相」をさぐるものであつた。書陵部本の、『太平記』の構成・記事を極力尊重していくあり方は、これとは異質であり、編者も別人であると考えざるをえない。さて、以上を確認した上で、帝国文庫本と今古実録本との関係であるが、右構成表においても両本はほぼ同様のあり方を示す。ただし、 で囲んだ部分にやや大きな異同が認められる。

以下、当該部分の記事内容を列挙する。

18 正成、高島に偽寝返りを命じ、城外に出た敵兵を討つ。

20 「此戦ひは正成、高島才五郎に申ふくめし謀事なりといへども、諸人に是をしらせては、後度の謀略成りがたしとて、近臣にも深くかくし、わざと高島を千早に返して蟄居させをかれければ、諸人、高島が誠の隠謀とのみおもひける。飯盛落城の後、召出し、増地を給ひければ、扱は謀にて有しよ、とはじめて諸人感

じける。」

19 正成、城攻撃に移らず。(今古：「恩地を城の押へに残し、金剛山へ帰陣せられけり」)

■正成、恩地の批判に同意し、褒賞。(今古：ナシ)

・(今古：ここに14小車目処罰譚を置く)

21 楠陣より出火。正成の本陣に燃え広がるのを見て、城兵、楠の謀略ではない、これに乗じようと出撃。正成、出てきた城兵を討ち滅ぼす。(今古：正成、敵將の「所労」を知り、「先達て召捕、押込置し北島才五郎を牛内より密かに呼出して、再応の秘計を申含め置」、飯盛城下に出撃。北島は敵と連絡をとる。敵は北島が牢に入れられ、脱獄したことを確認し、北島の言葉を信じる。北島、城兵を楠陣に引き入れ、取り囲み、敵將憲法を生け捕る。北島、偽寝返りを信じた憲法の愚かさを語りつつ、「楠正成の本陣へ引連れりしかば、憲法赤面して舌を喰切、即座に果たりけり。」「扱北島才五郎へは当座の恩賞として、備前国光の一腰を手自ら与へ、追々賞せんと申さるゝに」北島悦び、諸人も称賛した。)

いくつかの異同があるが、最も大きなものは、21 飯盛の城兵にとどめをさした顛末である。帝国文庫本が失火という偶然の事態をうまく利用して亡ぼした、というのに対し、今古実録本は北島の再度の偽寝返りによって亡ぼした、としている。帝国文庫本の波線部の「後度の謀略」とは、またいざれ起ころであらう別の合戦に際して、という意味であり、「飯盛落城の後」

というのも、飯盛城を攻め落とした直後というのでなく、しばらくたつてから、と解される。今古実録本はこの部分表現は同じであるが、「後度」を第二次の飯盛攻城作戦とみなし、再度の偽寝返り譚を作り上げたのである。該本では北島自身が偽りの寝返りであったことを公言し、行動している。これでは傍線部の、しばらくたつてから、正成が召し出し、報賞したことによつて知れた、という詞章の意味が薄れてしまう。正成の周到な智謀の物語から、北島の武功の物語に変質しているのである。今古実録本が改作したことは明白であらう。

ちなみに、この部分、書陵部本は帝国文庫本の形に近い。帝国文庫本の形から、書陵部本等に大きく改作され、これとは別に、章段の句切りや詞章に小規模な改修の手を加えた今古実録本が生みだされた、とみなされる。

## 五、伝本分類

以上をふまえ、「太平記秘鑑」の伝本を次のように大別する。同一項に括つた伝本相互にも細部の異同はある。

### I 先行形態

(1) 古態本…帝国文庫本・神宮文庫本

(2) 改編本…今古実録本

II 大規模改作本…宮内庁書陵部本(二部)・酒田市立図書館

「原態」ではなく「古態」とした理由を付言しておく。帝國文庫本の最終四編末尾には「諸郎從正成の首に目見の事并宗徒の郎從義勇の事」、「正成知仁勇の三ツを跡に残す事并正成石碑銘文の事」と続く記事がある。「諸郎從正成の首に目見の事」は、写本の第五篇第七「直義軍議をとき正成が首を河州送る事并帯刀正行愁涙母教訓の事」の後半にはば該当するが、以下は今古実録本・書陵部本・酒田本には存在しない。その内容を簡単にたどると以下のようなものである。

「宗徒の郎從義勇の事」

官軍と足利軍との京都攻防（『太平記』卷一七、岩波大系の頁数を借りるならば、その一七四、一八八、一八九、一九四頁の詞章を摘記）に、正季病死に乗じた師直の河内攻勢と和田・恩地の反攻（『理尽鈔』卷一七「又七四」丁表5行目正季病死記事から七六丁裏6行目まで）を続ける。

「正成知仁勇の三ツを跡に残す事」

後醍醐帝の京都還幸（\*『太平記秘鑑』写本五篇一六）、恩地らの帝奪還（\*同五篇第廿一）、吉野遷幸等（\*同）に続き、正成なきあとも「他事なく朝家に忠を尽くし義戦を励み、主上を御代に出し再び朝家の天下となさんものを、と一族門葉郎從までも孫子に至る迄」その志を受け継いだことを贊嘆。

「正成石碑銘文の事」

湊川の正成墓碑の図および碑銘を掲げ、建碑の経緯を示し「撰川湊川の西古墓にこれを建立なし給ふぞ有りがたき」と擲筆。

以上のように、これらは、それ以前の、『太平記』『理尽鈔』の記事進行に沿った詳細な語り口とは異なり、全篇の幕引きを明瞭に意識したものである。しかし、改編本とはいえほぼ同様の章段をもつ今古実録本の底本が三六〇巻であるという。確認しえた五編中巻（湊川合戦）の後、なお二二〇巻の大部の物語が控えており、Ⅱの大規模改作本同様、今古実録本は『太平記』全巻を覆う物語であったはずである。文字通りの「楠廷尉秘鑑」が『太平記秘鑑』に成長したのか。その場合、今古実録本と書陵部本等とが別個に「太平記秘鑑」への拡大を遂げたことになる。あるいは、先行形態（原態）も『太平記』全巻を扱う物語であり、帝國文庫本は楠廷尉正成の部分のみを独立させたものなのか、現状では両方の可能性を考えておく必要がある。帝國文庫本を「古態本」と呼称しておく所以である。

注

(1) 『財団法人大橋図書館和漢図書分類目録』（ゆまに書房の複製版による）四三四頁に「楠廷尉秘鑑 全一八、三二（明治一八年三月）とある。同図書館増加目録二二二頁には、別

に二冊「同一八、三翻刻」が掲出されている。

(2) 今古実録『三莊太夫実記』下巻(明治一八年四月廿一日御届)末尾に「南廷尉秘鑑へ全部三十冊定価金六円<sup>六</sup>／但一冊金二十銭ツ、…原書にして三百六十巻の大部なれども、史函の出入に便ならんが為、今回僅三十冊に縮刷せり。然りと雖も一事一語の遺漏なく第一編上巻は既に其功を俵りて発売に及びたり。後巻は猶引続き一ヶ月二三冊づ、必ず発売候ま、四方の諸彦、何卒続々御購求御愛看あらん事を希ふ」と広告がある。これによれば、底本は三六〇巻とあるから、書陵部本等と同じく一二編であったのであろう。実際の冊数は不明。注意されるのは、『三莊太夫実記』刊行時、実際に刊行されているのは「第一編上巻」(今古実録本の第一冊)であるという点である。今古実録『石川五右衛門伝記』卷之三(明治一八年六月二十七日御届)の後表紙見返し広告には「第一編第二編は既に其功を俵りて発売に及びたり」とある。『菅公御一代記』上巻(明治一八年九月八日御届)巻末の「今古実録既成書目録」には「楠廷尉秘鑑 全部三十冊 同金六円」とあるから、実際の刊行は不明ながら、全冊刊行されたとみなすべきか。ただし、第五編中までで、帝國文庫本の全体とほぼ同内容であり、楠廷尉の物語としては必ずしも未完結とはいえない。

(3) 財団法人三康文化研究所附属三康図書館HP『大橋図書館のこと』(永濱薩男氏文 名著普及会発行)『名著サブリメ

ント 一九九一年八月』掲載)に次のように記されている。

大橋図書館は博文館一五周年記念として創設された財団法人の図書館であるが、「国書総目録」中に「大橋」と所蔵館が記されている図書は関東大震災で焼失してしまった、と。

(4) 『太平記秘鑑』写本の場合、二、三巻を一冊とすることが一般的であり、一三〇巻六〇冊と考えて不都合ではない。

(5) 正成の策に恩地が批判・疑問を投げかけ、正成がそれに同意するという記事(■)が書陵部本に無いことも注意される。正成造形に対する意識も改編の意図のひとつであったか。(6) 福島県立図書館本は七編のみであり、本稿の検討対象とはしえなかったが、書陵部本・酒田本七編とほぼ同じであり、ここに位置づけた。